



Title	「新型インフルエンザ対策」
Author(s)	大阪府新型インフルエンザ専門家会議事務局
Citation	大阪公衆衛生. 2007, 78, p. 13-14
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83457
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「新型インフルエンザ対策」

大阪府新型インフルエンザ専門家会議事務局

新型インフルエンザは、およそ十年から数十年の周期で出現し、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないことから、世界中で大きな流行（パンデミック）が発生し、多くの健康被害と社会生活に大きな影響を及ぼしてきた。

1918年のスペインかぜでは全世界で4千万人以上、日本でも40万人近く、大阪だけで2万人以上が死亡したと推計されている。直近のパンデミックである1968年の香港かぜの流行から40年近く経過しており、新型インフルエンザの出現が近いのではないかと危惧されている。

現時点で最も危惧されているのは、高病原性鳥インフルエンザ（A型 H5N1 亜型）が新型インフルエンザとして出現することである。1997年の香港で住民が H5N1 に感染し、6名の死亡例が報告された。以降、中国、東南アジアを中心に H5N1 による家きん類の被害が相次ぎ、ベトナム、タイなどでは、トリからヒトへの感染によるヒトの死亡例が発生している。病原性が強いいため、このウイルスがヒトからヒトへの感染力を持ち、流行を起こすと、その被害が大きくなることも想定される。

現在は医療技術が発達し、ワクチン、抗インフルエンザ薬が開発されるなど医療体制は大幅

に改善されており、また、公衆衛生対策も向上しているが、高速移動手段が発達し、人口増加と都市化が急速に進む現代社会では、インフルエンザの流行拡大の危険性は過去の流行に比べ、非常に高いものとなっている。

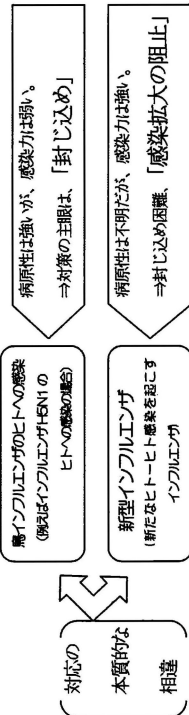
インフルエンザウイルスの感染力から、流行を完全に抑えることは不可能であるが、流行規模を小さくすることは可能であり、新型インフルエンザ対策の最大のポイントは流行のピークをいかに低くするかにある。

大阪府は人口密度が高く、世界や国内の他地域との交流が盛んな地域であり、新型インフルエンザによる被害が特に大きくなることも考えられる。そのため、事前準備による早期の対応が何よりも重要である。

大阪府では、新型インフルエンザ対策を国家レベルの危機管理対策ととらえ、国が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」との整合性を図りつつ、「大阪府新型インフルエンザ対策行動計画」を平成17年12月に策定し、この行動計画に沿って、「大阪府新型インフルエンザ専門家会議」からの意見をもとに、事前対策を講じているところである。なお、大阪府新型インフルエンザ専門家会議で議論されている主な内容は次のとおりである。

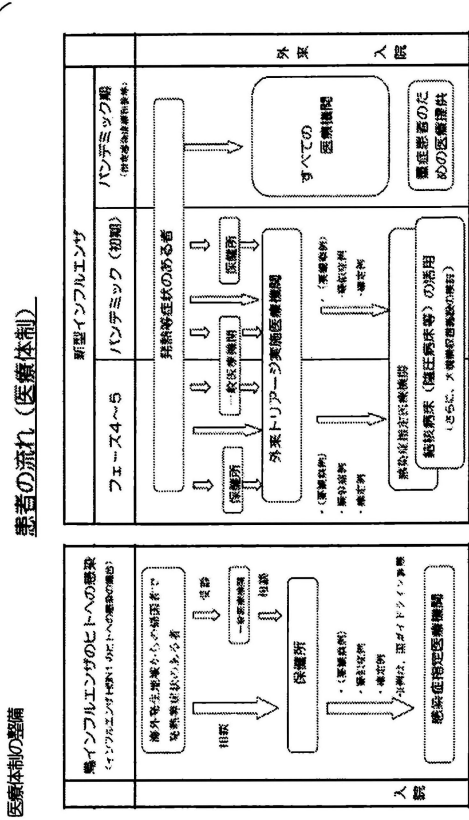
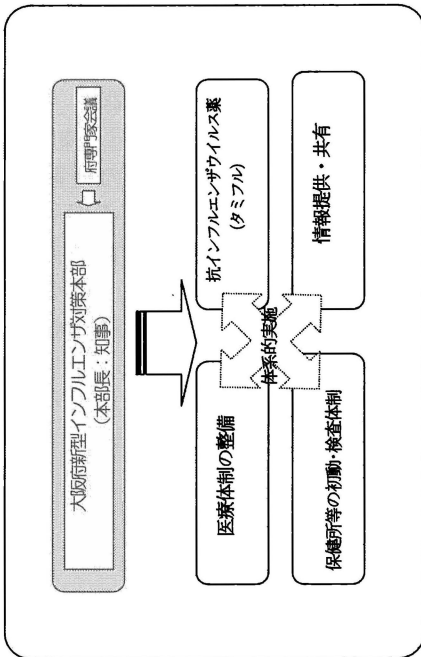
新型インフルエンザ対策の推進方策について（大阪府新型インフルエンザ専門家会議における議論）

「鳥インフルエンザのヒトへの感染と新型インフルエンザに対する対応の基本的考え方」



「感染拡大阻止のポイント」
 感染したヒトと、感染していないヒトを接触させないこと。（府の新型インフルエンザ対策では、このことを「トリアージ」と表示する。）
 この考え方を基本に、対策に取り組み。

【鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ対策の推進】



- インフルエンザウイルス及び新型インフルエンザ等と診断された者は、感染症指定医療機関に移送、治療を行う。感染症指定医療機関の対応を超える患者が発生した場合には、結核病棟（重症病棟等）を活用し病棟単位での対応を行う。
- 外来でトリアージを実施する医療機関を確保し、発熱等症状のある者について、新型インフルエンザ簡易迅速キット（府立公衆衛生研究所が開発した試験、試験・研究用と位置づけ、補助的に使用するもの）の活用等により迅速なトリアージを行う。

抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）

- 新型インフルエンザ患者に対する、発症後 48 時間以内の投与による治療を行う。
- ウイルス曝露のリスクの非常に高い感染症指定医療機関などの医療従事者等に対する予防投薬を行う。

保健所の初動・検査体制

- 新型インフルエンザ発生時の保健所における迅速・的確な初動が重要。反復継続した訓練を実施する。
- 国立感染症研究所との連携、府内の 3 衛生研究所における検査体制の充実によりウイルス侵入の早期検知等を図る。

情報提供・共有

- 府民への情報提供や相談により正しい知識の普及、啓発を図り、感染拡大防止のための適切な行動がとれるよう情報の共有を図る。
- 大流行時（パンデミック時）には、すべての医療機関が対応することとなることから、医療機関等関係者への正しい知識の普及啓発等を実施する。